

本構想がどういふふうになされるのかというふうな具体的質疑があったのか、どうなのか、それをお聞かせください。

○十七番(東田正治君) 自席から御答弁をいたします。

たとえば、こういう問題がありました。保養所を例にとった場合に、そういうものを提起した場合には各市町村が合意をするかどうかの問題もある。また、ほかから出た問題についても福生市はそれは必要ないとか必要とか、あるいは福生市が扱ってほかでやってもらいたいというふうなことになるかもしれない。また保養所をやる場合には林間的なものは観光的に奥多摩になるとか、そういう地域を定める。あるいは逆に海については現在やっているものを統合するとかいうふうな、そういう考え方で進んでいきたい。こういうふうな質疑はなされました。

○十一番(原 敏子君) 余りはつりしたものがたいような、私はいま中で保養所の問題一つとってもどうなるかわからないというふうないまの現状じゃないかと思えますけれども、そういうものに對して、この総務委員会の中で理事者側も視察へ行ったという報告がありましたけれども、

○十番(中村正治君) 研究会でももっと慎重に調査、研究をする必要があるから継続をされた方がいい人ではないかと。そういうふうな意見、慎重に調査、研究したいというふうな意見はありましたか。

○十七番(東田正治君) そういう点については質疑は出されていませんでした。

○二十二番(村尾栄次君) この問題については非常に総務委員会の

中で慎重に討議されたというふうに感じております。これについては賛成ということですが、すけれども、ただ、問題は、この前に都の人の説明の中に横田基地という問題について質問したところ、それに全然触れてない。余り触れたがらなかったというふうなものがございまして、広域行政圏の中に福生の特殊性というものが余り触れられてないということについて私は非常に不満であったわけです。それで福生の特殊性から見ますと西多摩の広域行政圏についてメリットはもちろんないわけではないでしょうけれども、福生の特殊性を考えた上からではもっとよく慎重に考えるべき問題ではあったというふうにも考えるわけですが、すけれども、ただ将来にわたってこれが福生にプラスになるか、あるいは、ある程

度ほかの考え方もあったんじゃないかというふうなことに對していささかの
危惧を感じるわけでございしますので、その点、当事者におかれましては
そういうことを踏まえましてひとつ慎重に事を構えられるようにひとつ
これは要望としておきたいと思っておりますので、よろしく願ひいたします。」

（「暫時休憩」と呼ぶ音あり）

○議長（田村市郎君） 暫時休憩いたします。

午前十時十八分 休憩

午前十時十九分 開議

○議長（田村市郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○二十二番（村尾栄次君） ただいまの中で要望という言葉をございまし

たけれども、それを取り消させていただきまして、訂正させていただきまし
て、そのような討議がなされたかどうか、お尋ねいたします。

○十七番（東田正治君） 自席から失礼します。

お説のとおりでございまして、当市もこういう質疑があったわけですが、当市

も西多摩の一地域で広域行政圏の設定に賛成をしますと。しかし、
独自の体勢というか、基地がある特殊性という考え方は絶対にそうい
う体勢を崩さなで、こういうことを前提としてぜひ取り組んでいただき
たい、こういう厳しい指摘もあったわけでございします。

でもう一件、まず冒頭で組織の問題が広域行政圏の計画の策定
という事で、基本構想というものは大きな問題であると。こういう問題
を福生市が掲げていくにおいては福生市というものはこの西多摩関係
では、特に、かえってこの二十六市中で何この三鷹、あるいは府中、
あちらの方の関係の市町村とかえって合併をして、やうして、やちらで
一掃に行動して、いままできた人ではないかと。だけれども、今度違いが
あり過ぎるところで、実は福生市の立場というものがこういうものに入っ
た場合にかえって弱い立場になつてくる人ではないか。であるから、やうい
う点で立場が弱まりないうちに、たとえば会長とか、あるいは副会長は
どうするのか、会長というのはたしか人口とか、いろいろなことで青梅にな
る可能性もあるかもしれないうが、副会長はぜひ福生市でとっていただいて、

そして強力に推進、立場を強めていった。だから、そういう質疑がなされたわけでござります。

やはり基地を抱えた私たちは特殊な町としてやはりそれだけの決意を委員各位持つておられたと、このように私は受け取っているわけでござります。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十一号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議ありませんので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

（賛成者起立）（何でも反対、共産党、社会党も反対だ）と叫ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 起立多数であります。よって議案第三十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田村市郎君） 御指名をいただきましたので、議案第三十一号の総務委員会所管分として、委員会における審査概要を報告させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照
まず本案質疑に先立ちまして、担当課長より内容説明を受けた後に審査に入りました。

まず底入と地方債の補正については、地方債の補正により、地方債の総額は、約一億二千万の増加が、市民一人の額は、幾らに当たるかを、

委員各位の報告は、以上で終了いたします。
委員各位の報告は、以上で終了いたします。

議長(田村市郎君)

以上で質疑を終ります。

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終ります。

本会に付する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会委員長の報告は可決であります。

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終ります。

本会委員長の報告は可決であります。

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終ります。

○議長(田村市郎君)

日程第二議案第三十二号昭和五十八年度福

生市一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本会については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付

託してありますので、各委員長から報告を願います。まず総務委員

長東田正治君。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君)

御指名をいただきましたので、議案第三

十二号の総務委員会所管分として、委員会における審査概要を

報告させていただきます。

なお、お手元にございます審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案不審査報告書)別添参照

まず本会質疑に先立ちまして、担当課長より内容説明を受けた

後に審査に入りました。

まず歳入と地方債の補正については、地方債の補正により市債の総

額はどのくらいになるのか。また、市民一人の額は幾らに当たるか。次に

国庫支出金の防衛補助事業が追加補助されたことは大変なヒットではないか等々の質疑がなされたわけでございます。

理事者より、市債の総額は今回の補正により、来年三月現在に約五十億六千三百九十八万六千円と推定をされる。したがって人口が現在四万九千八百六十人ほどですので、一人当たり十万一千六百八十六円です。これは一般会計だけですので、下水道会計、これも入れますと約三十万円ぐらいになるのではないかと思います。また、屋外運動場については五カ年計画が早期実現と補助率の増額によって三年となった。本年で買収が終わり、来年度で工事にかかることになり運動の成果であると、こういう答弁がございました。

次に歳出の審議においては、用地の買収ということにつきましては、この約一万一千百十三・〇五平方メートルを買収することになった。買収の総面積では二万二千二百七十一・六九平方メートルということとで完了するということでしたが、たまたま、御案内と思いますが、水道局の施設があって多摩川の伏流水を取っているところがあると。その管をいけた土地

七十九平方メートルが大蔵省の用地というものがあって、これを無償で借りようということで大蔵省と折衝しているが、これも御承知のとおり行政改革ということもあって国はこのような土地を貸し付けるのではなくて公営団体に処分したいという話になってきている。いま大蔵省と折衝していますので、状況によるとその七十九平方メートルについて新たに買収をしなければならなくなるのではないかと等々の答弁がなされました。それからアサノポールの跡地については建設予定が早まり、この跡地についていろいろな団体が整備をして使っている、その後の行き先がむずかしいと思うので、その辺の取り組みをも取り組んでいただきたい、こういう要望がございまして採決をいたしましたところ異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決をした次第でございます。

よろしく御審議をいただきますとして当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告にかえます。

○議長(田村市郎君)

次に建設委員長加藤謹之助君。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君)

御指名がございましたので、議案第三十二号につきまして審査報告をさせていたいただきます。

なお、お手元に配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議案審査報告書) 別添参照

当委員会に付託されました部分の土木費、都市計画費中緑地整備費三千五百五十九万円を補正するものでありまして、緑地間の広場、ベンチ、テニール、便所等設置整備するものでございまして、本案審査に先立ちまして現地踏査を行いました後、審査に入りまして、担当より内容の説明がありました後、委員より、あれだけの広い地域に駐車場が設置してはいくこと、トイレ、水飲み場が少い、理事者側はどう考へるかとの質問があり、これに對して、水飲み場、トイレも現在では一カ所だけしかなく、近くに屋外運動場の計画があり新堀橋のかけかえの際に水道の工事を抱き合せているので、どうしても不便だから考へるのと答弁があり、次に駐車場については、こたび屋外運動場ができるが、それらの方に五十台前後の駐車場ができるし、

かに坂公園の入り口に市有地があるが、それを借り受けて駐車場にするように検討中であるとの説明があり、また、土地の中に雷雨や雨のときの避難場所が必要であるから設置してほしいとの要望もあり、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決するものに決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり決定くださるようお願い申し上げまして、審査報告といたします。

○議長(田村市郎君) 次に厚生委員長仲村清信君。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名によりまして、議案第三十二号のうち厚生委員会所管分につきまして審査の概要を御報告申し上げます。

なお、御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず本年末審査に先立ち、担当課長より内容説明を受けた後、審査に入りました。

戸籍住民基本台帳費の質疑といたしまして、これは財源振りかえであるが、当初との差額分というふうの説明されたと思うが、何件分か。これに対して、戸籍の謄抄本の関係は、前は二百円であったが、三百円になり五千八百八十件分である。それから原戸籍や除籍の謄抄本関係は三百円だったのが、五百円になり三百五十六件分であるとの答弁がありました。続いて、いままでの実績で市民が戸籍をとるのは一世帯当たり年に何回ぐらいか。これに対して、一万七千世帯で六千二百三十六件であったので大体二分の一回ぐらいになるとの答弁がありました。次に交通安全対策費についての質疑として、交通安全都市宣言標語の表示塔だが、これはいつ、どの場所に設置されるのか。これに対して、設計等の関係があるが、一カ月ぐらいの間につくりたい。そして、場所はまだ最終的には決定していないが、市有地を考えていきたい。一六号線沿いには横田基地交番の近く、五日市街道沿いでは健康

センターのあたり、産業道路は羽村との境あたりの三カ所を考えて、との答弁がありました。

また社会福祉費関係での質疑として、社会福祉費で四月一日に施設に入所された方は何歳ぐらいの方か。これに対して、身障者施設援護措置費のコロニー東村山印刷所に入られた方は四十代の方である。精薄者施設援護措置費の江南愛の家に入られた方は十八歳の方で、いずれも女性であるとの答弁がありました。

以上のような審査の後にお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞ当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で各委員長の報告は終わりました。これより各委員長長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十二号について起立により採決いたします。
本案に対する各委員長の報告は可決であります。
お諮りいたします。

本案は各委員長の報告のとおり決することにより賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(田村市郎君) 起立多数であります。よって議案第三十二号は、各委員長の報告とおり可決されました。

議長(田村市郎君) 日程第三議案第三十三号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので、議案第

三十三号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本議案は市道路線の認定でありまして、福生第二中学の西側の青梅線沿いに位置した道路でありまして、この路線は福生市宅地開発等指導要綱に基づいて築造された幅員五メートル延長百メートルの雨水排水設備の整った道路で、起点・終点ともに市道二七九号線に接しております。株式会社日本住建より寄附をされたものであります。このような公共施設の、建設省計画局長通達にありますように公共団体に帰属し管理することが望ましいため、道路法第八条の規定に基づき市道三〇七号線として認定しよ

うとするものであります。

そのため建設委員全員で現地視察をし、実際に調査した後、審査に入り、お諮りしましたところ全員異議なく原案とおり可

決するものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり決定くださいますようお願い申し上げます。
以上で、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十三号について採決いたします。

本会に対しては、委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よって議案第三十三号は、委員長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第四議案第三十四号市道路線の廃止

についてを議題といたします。

本会に対しては、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので、議案第三

十四号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書)別添参照

本会審査に先立って本路線の現地をつぶさに調査した後、審査に入りました。

今回、廃止しようとする路線は二本あり、一本の市道一四〇号線は拜島駅の西側の五日市線の路線際に位置し、市道一四三

号線から板のように線路に何かつて出ている幅員一・五メートル、延長七・四メートルの行きどまりの道路であります。また、もう一本は市道二〇三号線であり、この路線は玉川上水にかかる山王橋の北側に位置し、市道路線一四四号線と同様の形態で、市道二〇二号線から板のように出ている幅員一・五メートル、延長十五メートルの狭隘な行きどまりの道路であり、この二路線とも一般公共の用に供しておらず公道としての使命を終つてゐるため、道路法第十條第一項の規定に基づき廃止しようとするものであるとの説明があり、委員より、いままで、そういうたものが出てきたわけだが、廃止された後の処理はどうなつてゐるか。また、今回の二路線は後どのよう処理されるかの質疑があり、これに対して、一般的には道路のつけかえで交換とか、あるいは、そういうた措置のできてないところについては普通財産として国の方から譲渡を受け市で処分するなどとしてゐる。また、今回の路線についてはつけかえで処理したいとの答弁があり、また、委員より、普通財産として市で管理してゐる

財産の状況で、全く処分されてゐない市のものになつてしまつてゐるものがあると思ふが、その点についてどうかとの質疑があり、これに対して、関連する地主さんと処分すべき鋭意努力してゐるところであり、今後その処分を一日も早くできるよう努力してゐたいとの答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村市郎君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。